

フランスにおける生物多様性オフセットの最新動向に関する研究

田中 章 研究室
1131031 内田 大貴

1. 研究の背景と目的

2013 年度環境白書によると、日本においての 1950 年代後半から 2013 年までの、人間活動に伴う生物多様性の損失は、全体的に見れば今も続いているとされている。このような現状の解決策として、生物多様性オフセットがある。また、まとまった土地をバンカーが確保し、その土地の自然復元等の作業を行い、そこでの自然復元事業の成果が認められたら、その権利(クレジット)を、近隣で同様の自然を破壊しなければならない開発計画を有する事業者に対して売ることができる生物多様性バンキングもあり、それらに対する関心が高まっている (FOREST TRENDS, 2014) (田中・大田黒, 2010)。フランスでは 2008 年、生物多様性バンキングのパイロットプロジェクトを発案した。また、日本においても生物多様性バンキングの経済的仕組みを里山の保全に応用した「里山バンキング」という仕組みが提唱されている。(田中, 2010)。このことから、フランスと日本は生物多様性バンキングの導入を検討している、類似した状況の国と言える。また環境省 (2014) は、日本に生物多様性オフセットの導入を検討するにあたって、国内及び諸外国の関連制度、地図情報の整備状況等も含めた、生物多様性オフセットに関するさまざまな情報を資料として整備することが必要であるとしている。そこで本研究では、フランスにおける生物多様性オフセットと生物多様性バンキングのパイロットプロジェクトの最新動向を整理し、日本に生物多様性オフセットおよび生物多様性バンキングを導入するための基礎的資料の 1 つとすることを目的とする。

2. 研究方法

本研究では「EU の生物多様性オフセットの位置づけ」、「フランスの生物多様性オフセットについて」、「フランスの生物多様性バンキングについて」の 3 つの項目の最新の動向を明らかにするために、それに関連する既存文献、報告書、および法律、制度、概要について調査する。その後、日本へ生物多様性オフセットを導入するための考察をする。

3. 研究結果

3-1. EU における生物多様性オフセットの位置づけ

EU 全加盟国を適用範囲とする指令である EU 指令において環境分野に関する指令は、EIA 指令、SEA 指令、ハビタット指令、野鳥指令、環境責任指令に 5 つ定められている。この 5 つの指令で生物多様性オフセットの実施を規定している。(European Union, 2013)。

3-2. フランスにおける生物多様性オフセットの位置づけ

フランスでは、国内独自の生物多様性オフセットの実施の根拠となる制度として、The Law for the Protection of Nature (以下、フランス自然保護法とする)、Environmental Code (以下、フランス環境法典とする)、Forest Code (以下、フランス森林法典とする)、Loi sur la Responsabilité Environnementale (以下、環境責任法とする)が制定されている (eftec, 2010)。

環境責任法では、Natura2000 サイトを開発し、代償する際のベースラインの設定の仕方として、Natura2000 サイトの管理のためのガイダンスであり、サイトの分析結果を記載している Le document d'objectifs (DOCOB) と 2002 年に発行され、サイトの場所、サイズ等に加え生息地指令の Annex I に記載されている保護種、代表種、ハビタット情報や野鳥指令の Annex II に記載されている種の情報をまとめた Le formulaire standard des données (FSD) を参考にするようにとしている。

フランスのミティゲーションヒエラルキーは、自然保護法の中の sequence ERC によって定められている。EIA 指令と SEA 指令、そして、2010 年に施行された Grenell 法 II の内容を取り組み、改正され現在のミティゲーションヒエラルキーのガイドラインとなっている。

フランスにおける生物多様性オフセットの最新事例として、2012 年、フランス南部において、The Contournement Nimes-Montpellier (CNM) 高速鉄道プロジェクトが、国営の鉄道会社である RFF と子会社である Oc'Via によって開始された。

当プロジェクトでは線路が Natura2000 サイトを分断する。125 種の動植物といくつかの重要な湿地帯に大きな影響を与えるだろうとされている。特に、路線によって分断される Natura2000 サイトを生息地とするヒメノガン(*Tetrax tetrax*)への影響は大きな焦点となった(Oc'Via, 2014)。Oc'Via は、ヒメノガンの元々の生息地は農業用地であることから、代償地を農業用地にする計画を立て、代償地の管理は農家に委託することにした。また、ヒメノガンは人の管理する土地に適応できることが明らかとなっている。農家よっての管理体制は合理的であるといえる (McKenneyB,KieseckerJ, 2010)。

3-3. フランスにおける生物多様性バンキングについて

2009 年、フランスの金融機関である Caisse des Depots et Consignations (以下 CDC とする) の子会社の CDC Biodiversite 社、環境大臣 (the French Ministry of the Environment)、また地域自治体が共同でフランス初の生物多様性バンキングのパイロットプロジェクトを提案した (CDCbiodiversite, 2013)。

フランスは複雑で多様な気候帯を有するため、地中海近辺、アルプス山脈、アルザス地域、ブルターニュ地域の 4 つの地域、計 5 箇所で実証実験を行うことにした(RomainPIRARD, 2013)。

地中海近辺のCossure Craw Bankでは、野生生物のハビタットの復元、また家畜放牧を利用した野生生物のハビタットの維持、管理活動により発生したクレジットを、1 ヘクタールあたり約 35000€で 2 件販売されている。クレジットは土地の確保、生物多様性バンキングとしての復元、創造、維持活動の実施方法、管理方法を計画、計画の実施、実施後の管理、またそれらの結果を定期的に報告することを 30 年間続けることをクレジットに含んでいる。総修復費が 1200 万€であり、クレジットを全て売り切ると、日本円で約 693 万円、1ha 当り 19000 円の利益が出ることになる (FabienQuetier,SvenWunderら, 2011)。また、植生を常に短い状態に維持し、外来植物の繁茂を防ぎ、野生生物のハビタットとしての半乾燥草原地帯を維持できるといった理由から家畜放牧がバンクの管理方法に導入された (CDCbiodiversite, 2013)。

4. まとめと考察

フランスでは、自然保護法、森林法典、環境責任法において、代償措置を義務付けている。

環境責任法では、開発地の生物多様性の価値の基準であるベースラインの設定方法を明確に示し

ている。特に Natura2000 サイトに関しては、DOCOB と FSD に、サイトの情報が詳細にまとめられている。日本においては、開発地の生物多様性の価値の基準となるベースラインの設定方法を議論している段階である。まず、重要な生息地等をピックアップし、その土地の情報をまとめることが求められるのではないだろうか。

CNM 高速鉄道プロジェクトの事例において、代償地をヒメノガンの生息地である農業用地にし、農家に委託し管理するといった体制は非常に合理的であるといえる。また、生物多様性バンキングにおける Cossure CrauBank の事例も、代償された土地を放牧によって管理するというものである。上記の事例は両事例とも、人の生活の一部として、代償地を管理するというものである。日本においても田中 (2010) によって里山バンキングという仕組みが提唱されている。里山を人が管理しながら、生物多様性を保全するという点で、両事例は里山バンキングに類似している。人の手による代償地の順応的管理は、日本でも十分導入可能であると考えられる。

CossureCrauBank におけるクレジットに着目してみると、ほとんど利益がないことが分かる。これは、実証実験段階であるといことと、プロジェクト開始段階では、オフセットのやり方の明確なガイドラインやノーネットロスの基準に関する指針が存在しなかったからであると推測できる。

フランスは、バンキング実証実験と法改正を同時並行で行っている。日本においても、まず法制度を構築し、その上で実証実験を重ね、法制度を策定、改善していくべきだと考える。

フランスは生物多様性オフセットに関する法制度が整ったばかりの国である。また、複雑で多様な気候区分を有し、生物多様性バンキングの導入を検討するフランスと日本は似たような状況の国である。今後も、フランスの生物多様性オフセットに関する調査を続ける必要があるだろう。

【引用文献】

- 田中章, 大田黒信介 (2010) 戦略的な緑地創成を可能にする生物多様性オフセット～諸外国における制度化の現状と日本における展望～都市計画, Vol159, No5, p18-25.
- 環境省 (2014) 日本の環境影響評価における生物多様性オフセットの実施に向けて(案) FOREST TRENDS (2014) TO NO NET LOSS OF BIODIVERSITY AND BEYOND 3-4 June, 2014 - Zoological Society of London, Regent's Park
- 田中章 (2010) 里山のオーバーユースとアンダーユース問題を解決する“SATOYAMA バンキング” —生物多様性バンキング・戦略的環境アセスメントと里山保全の融合。p47-51, 環境自治体会議, 環境自治体白書 2010 年版. 生活社, 東京都, 180pp.
- 環境省 (2014) 日本の環境影響評価における生物多様性オフセットの実施に向けて(案) CDC Biodiversite (2013) http://www.cdc-biodiversite.fr/files/Plaqueette_Cossure.pdf
- eftec (2010) The use of market-based instruments for biodiversity protection - Habitat Banking case studies
- FabienQuetier,SvenWunder,sandraLavorel(2011), Habitat banking in France:experimenting with a nascent PESframework for biodiversity conservation
- Oc' Via (2014) LA LETTRE D' INFORMATION DE LA LIGNE NOUVELLE NIMES - MONTPELLIER
- McKenneyB,KieseckerJ (2010), "Policy Development for Biodiversity Offsets: A Review of Offset Frameworks" (2010)
- EcosystemMarketplace(2010), State of Biodiversity Markets Offset and Compensation Programs Worldwide, pp73